

「モラルハザード」の両義性

「事故米」報道は何を伝えたのか (1)

戸 倉 恒 信

Tokura Tsunenobu
(台湾大学歴史学研究所博士課程)

はじめに

一定限度の残留禁止農薬を明示したネガティブリスト制に替わり、残留可農薬を原則明記したポジティブリスト制度が実施されてから一年余りが経過した二〇〇七年の夏、『読売新聞』に一つの記事が掲載された。そこには昨年(二〇〇八年)一年間を通じて断続的に流された食品事件「報道」を予見するかのよう、様々な製品への「不信」を伝え、記事の書き手は『根深い腐敗』という項目を掲げて、文末で「倫理」とい

う概念に言及していた。

……消費者の命、健康を考えないモラルハザード(倫理の欠如)の病巣は、末端の生産現場から腐敗官僚にまで深く根付いている。危ない食品の根絶は極めて難しい¹⁾。

近年よく目にするようになったこの括弧つきで字義説明の施される「モラルハザード」という用語は、如上の記事では「消費者の命、健康を考えない」行為一般を指す概念として使用されている。しかし、これ

が「二〇〇七年」に頻繁に報じられた「偽装」行為そのものへの「国内」的な自省を促す概念としてでなく、「国民」の健康保護が最も重要であるという『食品安全基本法』の制度認識の下で講じられた「中国産」一般への描写であったといえは、この「モラルハザード」という片仮名語には、いかなる「意味」が与えられていると考えられるだろうか。それを探っていくためには、まず先に該用語の「字義説明」をしなくてはならない。

既に知られている通り、hazard

という単語は、lights、side や map 等の名詞を伴わせる語として、何らかの「危険」を警告する概念として用いられている。では、moral hazard の片仮名表記に、ここで敢えて「倫理の欠如」という説明が施される理由は何なのだろうか。それはこの語が、元来保険業界の専門用語であったことと関係している。この用語が日本に輸入されたころは、万一の事態という「実体的危険」(physical hazard)に備えるはずの保険が、実際それへの加入行為によって加入者の危機意識が低下

したり、更には保険金詐欺等の標的になるといった、「二次的災害」を引き起こす側面を注意喚起する用語だったからである。言い換えると、「実体的危険」に對置する「心的(spiritual)危険」との関係構図の所在を指摘するべく、保険業界内で用いられていた概念が、そもそも片仮名表記されていた「モラルハザード」であり、これを「言い換える」ために『新聞』ではわざわざ「括弧つき」で字義説明を加えていたのである。

ちなみに、この用語の「言い換え」について山岡洋一氏は二〇〇三年四月に国立国語研究所が外来語に對す

る「言い換え提案」を行った翌日、『新聞』紙上に出現した「倫理の欠如と訳されるモラルハザード」という説明の出現に注目され、保険用語から後に金融用語へと意味的拡張が起きる間に、破綻企業の経営者に対する社会的責任を追究する「日本的」な用法へと変質していったことを論じられている。

本稿の課題は、山岡氏が提出されたこの片仮名語の意味的変質の軌跡を検証することではない。そうではなく、翻訳家としての氏が拘るこの

中国食品遠い信頼回復 業者「もうかればいい」

中国共産党政権は、食糧の生産・加工・流通の過程で、消費者の健康を脅かすような食品を製造・販売している。中国共産党政権は、食糧の生産・加工・流通の過程で、消費者の健康を脅かすような食品を製造・販売している。

2006年	せき止め薬	中国産原料を含有。パナマで100人以上が死亡
2007年	ペットフード	中国産原料を使用。米國で多くの犬や猫が死亡
6月	練り肉類	米國、パナマなどで販売。毒性物質を検出
6月	玩具	「きかんしゃトーマス」のおもちゃの塗料に有害物質の鉛が混入
7月	ダイエット食品	5品目から有害物質を検出
	懐中電灯	発火の恐れがあるとして、米國で業者が自主回収
	タイヤチューブ	トラック用の14.3%が強度不足と判明

安全性が問題視された主な中国製品 (一般食品を除く)

「中国産原料を含有。パナマで100人以上が死亡」

「中国産原料を使用。米國で多くの犬や猫が死亡」

「米國、パナマなどで販売。毒性物質を検出」

「きかんしゃトーマス」のおもちゃの塗料に有害物質の鉛が混入

「5品目から有害物質を検出」

「発火の恐れがあるとして、米國で業者が自主回収」

「トラック用の14.3%が強度不足と判明」

中国製品の「モラルハザード」を語る新聞記事 『読売新聞』(2007.07.25)

「国製」という physical な対象を認識するに際し、moralhazard を「倫理の欠如」へと言い換えてゆく作業を通じて、そこに何が実体化されてゆくのかを考えるのが課題である。そこで必要なのは、現代に於いても中国への「不信任」や、引いては「倫理の欠如」とをイメージ的に関連づけるながら、その対岸にある日本という自己同一性の画定を企てた、いわゆる「シナ学」的アプローチが連綿と踏襲されているという認識軸である。そして、これを日本が戦前から社会的に抱える一つの「病巣」であると位置づけるなら、「不信任」

や「倫理の欠如」を「中国」へ援用することの問題である。寧ろそれによって画定される自己同一性の「内部」に、この種の思考形態がそのまま据え置かれる部分にこそ、構造的な問題が存在し

ていると言える。従って、これを日本の「内的」な問題であると規定をし、実体的危険に對置する心的な関係構図を注意喚起してゆくという意味で、本稿ではこの「モラルハザード」という概念を方法的なカテゴリーにしようというのである。

「倫理」に言及しながら、外部社会を画定してゆくような行為が同時に構築する内部的社会的成り立ちへの注意を喚起すること、一言でいうならばそれは「自省」に他ならない。したがって、「安全」を脅かすような責任の所在を「内なる他者(外部)」へ画定せしめることで、自己に一応の「倫理」感を回復するに至ると同時に、「倫理の欠如」から免れていると思ひこめる、このおめでたい自己実体化の生成過程を自覚すること、それが「安全/危険」に言及する主体がまず向き合うべき課題であるといえよう。そこで本稿では、physical な対象について個別に照射してゆく「安全・危険」の認識とは別に、漠然としたイメージから自己を画定する、そういう spiritual な認識作業に潜伏してゆく二次的問題の契機を意識せしめる概念を「モ

ラルハザード」と規定し、以下に第一次的な事件から派生する「二次的問題」の構成条件を振り返りながら、喚起すべき「病巣」を捉えてゆくことにしよう。

一、「実体的危険」への接近

まず本節で述べるのは、昨年九月五日、農水省が三笠フーズに対し「事故米」の食用転売が確認されたとして回収指示命令を出し、同月七日の『毎日新聞』の『社説』に「食の安全への関心が高まる中で」と前置かれた論述によって始まる「二次的問題」の生成プロセスについてである。

喫緊の課題は、転売された事故米の流通ルートの把握と消費者の健康に影響が出ないかの確認である。なのに、農水省は「健康被害はない可能性が大きい」として、転売先を明らかにしない。それでは焼酎などの業界全体の風評被害を防げないし、消費者の不安も一向に解消しない^⑤。

私になぜ『社説』に著わされたこ

の部分で断章し、これを「二次的問題」が構成されるモチベーションだと位置づけるのか。それは、「健康被害はない可能性が大きい」ことを転売先リストの非公開理由にした農水省の判断を、『社説』の書き手が、転売先を明らかにしないという農水省の判断こそが風評被害の起きる原因だと認識していることに基づく。

つまりこの『社説』には、「危険」の潜在的所在を画定させることこそが、「安全」を保障する唯一の手段であるとして、「事故米」の流通先の公開が、そのまま政府へ要求されているのである。そして『新聞』側の主張をより鮮明にするが如く、その翌日の同紙には、この『社説』が言及した「業界全体の風評被害」と「消費者の不安」という命題関係をそのまま維持させながら、同日に熊本県の焼酎メーカー二社が会見を行い「転売先だったことを公表に先立って実名で明らかに」したことを報じる傍らで^⑥、「農水省は事故米の転売先の公表が遅れ、それがかえって不安をあおり、関西でも消費者に戸惑いが広がっている」^⑦ことを並列編集している。言い換えると、ここ

で並列編集された二つの記事には、すでに社会内部から生成されているはずの自律的な公開行為を以って、「消費者の安心」に言及するような「内的」な緊張関係が構成されないことに注視したのである。ここでは『社説』が言及した「業界全体の風評被害」と「消費者の不安」とを対置させつつも、「政府による」流通先リスト公開の遅れが、潜在的な「危険」を生産している根拠へと仕立て上げられているのである。このことは、同日の『産経新聞』でも

「農水省と同社(三笠フーズ)が転売先や商品名を公表していないため確認作業が難航している会社も多く、「お客様を不安を考えれば一刻も早く公表すべきだ」と批判の声が相次いでいる」^⑧と叙述されていることから伺える。しかし、ごく普通の感覚からいえば、ここにはなぜ「お客様を不安」を考えることのできる企業が、「お客様を不安」を解消する「喫緊の課題」として、自らの販売する商品への自主的精査を行わず、農水省へ企業名リストの公開を要求しているのか、という疑念は省略されている。二次的な被害発生を

「危惧」することによって為されるリスト公開という「外部」の画定作業には、同時に「内部」の危惧意識の低下が生産されることなど考えにも及ばないようである。したがって、公開の暁に自律的な行動を起こした企業と、「内的」に対置しながら認識されてゆく被公開(他律的)企業への「風評被害」なりを、この「内部」社会が自主的にどう解消するのかについての思考も、必然的に欠落してゆくのである。

例えば、事件の第一報から一週間が経過した十一日、農水省で行なわれた記者会見の様相を伝えた報道には、流通先リストの公開が記者によって執拗に要求され、その場の「雰囲気」が沸点に達していた様子が描かれている。

会見は当初午後五時半から始まったが、「日清医療食品」の名前さえ明らかにできず、報道陣と押し問答になり、いったん六時半に打ち切られた。午後九時四十五分に再開され、日清医療食品の名前を明らかにしたものの、今度は、事故米を使用した施設数について、

「近畿二府四県の保健衛生担当者から百十施設と聞いている」と同食品の説明と食い違う説明をした。報道陣が「百十九施設ではないのか」と問いつめても「把握していない」の一点張り。さらに、農水省が把握している百十箇所の府県別数についても明らかにせず、その理由も「調査に差し障りがあるので二府四県から非公開を依頼された」と大阪府など自治体の責任に転嫁した。説明責任を追及されると、「公衆衛生の業務は農水省の仕事ではないので、公表は出来ない点があることを理解してほしい」と述べ、都道府県や保険所などに「丸投げ」した。医療・福祉施設で、お年寄りの口に入っていたことには、梶尾課長は「大変遺憾に思う」と話すにとどまった。会見は十一時半まで約一時間四十五分にわたったが、ほとんどが報道陣との押し問答に終始した⁹⁰。

知識の増加に必要となる「未知」という概念の存在性を認めず、はじめから知識の全てを把握できると考

えているような「モラリスト」からすれば、さすがに「把握していない」という文言は耳障りであったようである。結局この文言が、「押し問答」に終始するまさに唯一のモチベーションであったという状態描写をみると、日本の社会にはやはり「法」概念に対する緊張感の希薄が甚だしいといえる。ここでは、農水省の「公表できない」理由が「風評被害だと訴訟を起こされれば確実に負ける。権限のある保険所なら食衛法違反の疑いがある米の流通先として業者名を出せる」というような単なる実定法に依拠していることさえも、問いを発している記者たちは考慮すらしていなかったからである⁹¹。

問題は、むしろこの押し問答をしている記者は、一週間にわたって念仏を唱えるが如く、まさに無心にリスト公開を唱えていたわけで、そのような自己目的化した言説空間にあっては普通の言語を使って理由説明をしても、この「普通の符号」はもやは顔面どおりに解釈されなくなるようである。つまり、会見では「雰囲気」が事の次第を決定してゆくと

いう、あの悪しき傍観主義がはびこっていて、だからこそ本来負うべき以上の「責任」も誰かに負わせてしまえるという「法」の籓(たが)がないことへの順応が実践されてゆくのである。だから、二府四県から「非公開を依頼された」というお上の説明を、自治体へ「責任」転嫁したと解したり、省庁所轄の業務範囲があるという理由を都道府県や保険所などに「丸投げ」したと解してゆくように、論拠の上では農水省の理由説明には「手続き」に対する自覚だけは残されていて、記者がそういう「順番」を蹂躪しているにもかかわらず、紙面には「不安」や「戸惑い」を代弁する書き手と、それに対応する農水省という構図が当然の如く実体化している。

会見報道の翌日、『産経新聞』の『社説』には「消費者に冷静な対応を促すためにも」という理由を掲げ、「適時適切な情報の開示に全力で取り組む必要がある」として…

農水省が転売先の企業名公表を拒んだことにも批判が集まっている。汚染レベルが「ただちに健康

被害につながる恐れはない」ことや無用な風評被害の防止が理由とされたが、このことが逆に消費者の不安を募らせ、焼酎全体への不信増大につながった。危険レベルが低いというのなら、なおさら事実関係を明確にし、真っ先に消費者の理解と協力を求めるのが筋だ。知らぬが仏を決め込もうとした農水省の消費者対応は明らかに順番を間違えている⁹²。

ということが論じられている。即ちこの『社説』の書き手は、「冷静な対応を促すため」に要求される情報は、「健康被害につながる恐れはない」知識ではないのだといい、その「安全情報」と「無用な風評被害の防止」によって「逆に消費者の不安を募らせ」ていることが「問題」だという。だとすれば、健康被害がないのだから、流通先を公開せよという要求の彼方にある「知識」とは一体何なのだろうか。仮に「危険レベルが低いというのなら、なおさら事実関係を明確に」しなければならぬという要求があるべき「順番」ならば、そもそも「事故米」という概

念が内包している事実関係を明確にすることが、認識されるべき「順番」となるはずである。しかし、ごく普通の言語符号すら額面どおりに解釈することすらままならない書き手こそが、「順番」という手続きを踏まらず、既に明確に指摘されている基礎知識を想起する余裕のない主体なのである。

この「基礎知識」の所在については次節で明らかにすると、まずは先に「倫理(モラル)」という用語の「日本的」使用法について確認しておくことにしよう。その典型例は、「事故米」転売事件を受けて、弁護士であり食の安全・監視に関わっておられる神山美智子氏が、「企業のモラルを高める努力を怠ってきた行政の責任は大きい」として、現行JAS法が「食品偽装」を直接罰する規定がないことを指摘され、法的に野放しでは「企業のモラルは向上しない」という提言をされた、その思考法である¹³⁾。この「法」に明るい「食の安全」を代弁される知識人が、「モラル」を社会の自省性の有/無に求めるのでなく、それを現行JAS法の拘束力(positive law)の有

／無に求め、そこから行政の「責任」を論じるという「倫理の欠乏」論には、日本に於ける「市民」という用語使用そのものの問題が露呈されてはいまいか。言うまでもなく、この識者の判断は誤謬(ごびゅう)を含んでいる。なぜならJAS法を修正する目的とは、産地等の「偽装」行為が詐欺罪を通過せずに事件化できる「制度」を作ることであり、もとより法人や自然人の「モラル」を向上させるのがそもその目的ではないからである。仮に、この種の「制度」へ無自覚に順応することで、社会的「モラル」が向上するのなら、ではなぜそういう便利な制度が「修正される」のか、という根本的な問題に答える必要が生じるはずである。更に言えば、「事故米」が実際には「制度の修正」によって発生したという事実を、「モラル」との距離からどう捉えようというのか。当たり前のことであるが、実定法の修正は「モラルの向上」など保障しない¹⁴⁾。換言すると、向上させる「モラル」という観念が、実定法と連続してしまう思考法に、「市民」の自治意識向上の契機欠乏が顕著に

現れるのである。つまり、ここに「欠乏」しているのは、spiritualな概念としての「市民」という擬似的代名詞から、physicalな存在としての市民に必要とされる「知識」を照射してゆけるような法制度自身の「成り立ち」に対する自覚ではないのか。社会になんとなく充満している「雰囲気」を唯一の行動指針とする日本に於いては、内部社会に本来ある自律的公開の意味やその作用について、「市民」の代表が市民に向けて「思考の停止」に警鐘を鳴らすことなど皆無である。日本では市民の代表が、終始「擬似的代名詞の代弁者」になり得ないからこそ、実定法に則って動く政府や役人に対する責任論を延々と繰り返し、他方で実際に自律的公開なり自省を行なっている自然人や企業が、リスト公開の暁に「代弁者」を通過させることなく、政府や役人に対して二次的災害の救済を直接求めるといった対照関係を構成するのである¹⁵⁾。だから、本節の冒頭で述べた九月八日の『新聞』記事の編集構成がそうであったように、「消費者の不安」が一方で語られ、そして企業の自主的行動と

が並列されていながら、「内的」な緊張関係は全く構成されることなどないのである。そういう意味では、『新聞』の並列的な編集は、まさに日本の社会的現実をアイロニカルに反映しているといえよう。(次号へ続く)

参考文献

- (1) 杉山祐之『中国食品 遠い信頼回復』、『読売新聞』(二〇〇七年七月二十五日)

- (2) 例えば一九八九年発行の『日本語大辞典』では、「モラルハザード」を「預金保険制度・損害保険制度の充実が、かえって利用者に損害に対する不注意や無関心を引き起こせることによる危険」だとしていて、「倫理の欠如」というような「言い換え」は記されていない。梅棹忠夫、金田一春彦、阪倉篤義、日野原重明監修『日本語大辞典』(講談社、一九八九年) 一九六四頁。

- (3) 山岡洋一『片仮名語の悲惨…「モラルハザード」と職業倫理の欠如』、『翻訳通信』第二期、十二月号(二〇〇三年五月)。

- (4) 日本文化の固有性を主張するため
の、いわゆる「国学」的言説は十
八世紀ごろに始まるとされるが、
現代における方法的典型として
は、津田左右吉が「中国」古代思
想史研究で展開させた対他認識が
ある。彼は「シナ」や「シナ人」
という概念にネガティブなイメー
ジを伴わせることにより、対岸に
ある「日本」古代史を系譜的に独
立させてゆく手法を用いた。日本
で連綿と受け継がれる「津田シナ
学」的視角については、拙著『作
為方法的格義・兼論思想史中「東
方」的位置』（台湾大学哲学研究
所、二〇〇四年）を参照。
- (5) 社説『汚染米転売 業者も農水省
も無責任だ』、『毎日新聞・夕刊』
（二〇〇八年九月七日）
- (6) ここでは抜群酒造と六調子酒造を
指す。高橋克哉『熊本2メーカー
「我々は被害者」』、『毎日新聞・夕
刊』（二〇〇八年九月八日）
- (7) 山田宏太郎、村松洋『消費者に広
がる不安』、『毎日新聞』（二〇〇
八年九月八日）
- (8) 『仕入先確認追われる 外食産業
など』『商品名公表を』『産経新
聞』（二〇〇八年九月八日）
- (9) 工藤明久『食卓襲う影 責任転嫁
丸投げ農水省』、『毎日新聞』（二
〇〇八年九月十二日）
- (10) 『農水省、ジタバタし通し』、『朝
日新聞』（二〇〇八年九月十四日）
- (11) 国の指針では、常習性がなく過失
による一時的な場合は「指導」と
し、産地や消費・賞味期限などの
表示でJAS法違反が確認された
場合、「改善指示」を出し、業者
名を「公開」としているが、
昨年十二月に示された新たな「公
開基準」によると、「違反の疑い
がある業者が、意図的に帳簿など
の書類を捨てて偽装の隠べいを図
った場合、業者名を公表する」と
している。奥山智己『違反業者
原則公表』、『毎日新聞』（二〇〇
八年十二月十七日）
- (12) 主張『汚染米転売 情報開示の遅
れが問題だ』、『産経新聞』。また
該紙の同日夕刊でも、食品安全委
員会見上彪委員長の「三笠フーズ
が不正転売した汚染米の残留農薬
について、健康に悪影響が出る心
配はない」という見解を伝えてい
る。『健康に影響ない』、『産経新
聞』（共に二〇〇八年九月十二日）
- (13) 神山美智子『行政の怠慢こそ問題
だ』、『朝日新聞』（二〇〇八年九
月十八日）
- (14) このことについては、本誌掲載の
拙著、『基準値』論争は何を語
ったか・「メラミン汚染」報道か
ら考える（下）で言及した、台湾
ネスレの「実定法」に順応した対
応が、果たして「モラル」という
概念とどういう距離関係にあっ
たかを見れば分かるはずである。
『食品と科学』五月号を参照。
- (15) 例えば、公表業者である鹿児島県
の西酒造社長は、九月十九日、内
閣府の野田消費相を訪れ、「製品
が」安全基準に達していたらスピ
ーディに国が公表して、名誉回復
していただきたい」と要請してい
る。これに対して野田消費者相
は、「（西酒造のように）自主的に
（社名を）公表した人は（政府が）
応援しなければならない」と述べ
たと報じている。『公表業者 国
に要請』、『読売新聞』（二〇〇八
年九月二十日）

導入の基本から審査までを分かりやすく解説

ISO22000 認証取得宣言

— 小さな会社だからこそ —

宮澤 公栄 (国際審査員登録機構・ISO22000主任審査員)



A5判、130ページ
定価 2,100円(税込)

食品と科学社 TEL 03-3291-2081 FAX 03-3233-0478